第48回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 第9回香川県経済・雇用対策本部会議 次 第

日 時:令和3年4月23日(金)8時30分~

場 所: 県庁12階大会議室

議題

- 1. 本県の現状について
- 2. 本県における今後の対応について
- 3. 飲食店への営業時間短縮の要請及び香川県営業時間短縮協力金について
- 4. 飲食店感染防止対策認証制度(仮称)について
- 5. 新型コロナウイルス感染症対策(令和3年度4月補正予算案)について
- 6. その他

香川県の現状

【4/4~感染拡大防止集中対策期】

直近1週間の	先週1週間の
累積新規感染者数	累積新規感染者数
95人	73人

4月 累積新規感染者数 (4月21日現在)	3月 累積新規感染者数
274人	99人

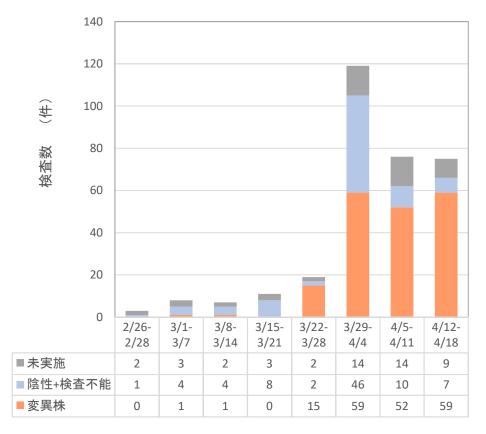
指標	4月21日現在
① 直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり 9.9人 <直近1週間(4/15~4/21) 95人 >
② 感染経路不明者数 の割合	34.7% <①の 95人 のうち感染経路不明は 33人 >
③ 直近1週間と先週1週間の比較	1.3 <先週1週間 4/8~4/14) 73人 >
④医療のひっ迫具合 (入院医療:確保病床の使用率)	29.7% <入院患者 62人 /病床209床>
// (入院医療:入院率)	43.4% < 入院患者 62人 /療養者数 143人 >
// (重症者用病床:確保病床の使用率)	11.5% <重症患者 3人 /病床26床>
⑤ 療養者数(対人口10万人)	10万人当たり 15.0人 < 143人 [入院 62人 、宿泊療養等 81人] >
⑥ 直近1週間のPCR陽性率	1.7% <陽性 95人 / 検査数 5522人 >

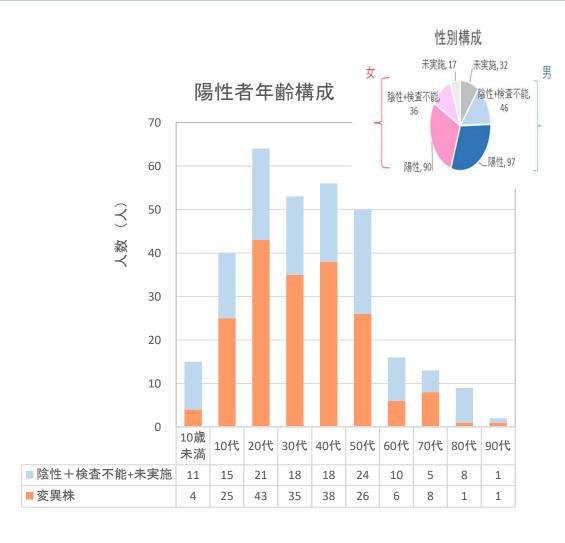
	会提言(R3.4.15) る指標及び目安
ステージⅢ	ステージIV
1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 25人以上
5 0 %	%以上
-	_
20%以上	50%以上
4 0 %以下	2 5 %以下
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 30人以上
5 %以上	10%以上

○スクリーニング検査実績(1月9日から4月19日まで) 全期間 陽性者 651件、実施数 468件(実施率 71.9%、変異株 187件 (40.0%) 4月 陽性者 216件、実施数 180件(実施率 83.3%、変異株 146件 (81.1%)

発症ベース: R3.2.26~R3.4.18

スクリーニング検査実施状況





知事から「感染拡大防止集中対策期」における県民の皆さまへのお願い ~「まん延警戒警報」の発令とゴールデンウィークにおける集中対策について~

本県では、3月24日から毎日連続で新規感染者の発生が続いており、4月に入ってからは、直近1週間の累積新規感染者数が100人を超え、直近1週間とその前の週1週間との比較では17倍を超えるなど、感染拡大リスクが急激に高まる「感染急増段階」というべき状況となったことから、4月4日から24日までを「感染拡大防止集中対策期」に位置付けて取組みを進めてまいりました。

その際、県民の皆さまお一人お一人が感染防止対策を徹底していただくことで、何とか感染を抑制していくことを基本としながら、変異株の拡がりにも対応し、高齢者へのワクチン接種を円滑に進めていくため、年度初めで感染リスクが高まる場面が生じやすい飲食店に対して、対策期間中の4月7日から20日までの2週間、営業時間の短縮の協力要請を行ったところ、多くの飲食事業者の皆さま、県民の皆さまに、ご協力をいただきました。改めて、心から感謝申し上げます。

一方、先週時点では、「感染拡大防止集中対策期」前に比べて感染拡大が一定程度抑えられ、直線的に増加する傾向のいわゆる「感染急増段階」からは脱してきておりましたものの、新規感染者数は、およそ10人前後のレベルで推移するなど、なお予断を許さない状況にあったことから、今後の感染状況を十分に見極めながら、「感染拡大防止集中対策期」の継続の可否とともに、飲食店に対する営業時間短縮の協力の再要請について検討することとしていたところです。

現在、国内では、「まん延防止等重点措置」が10都府県に適用され、そのうち、4都府県から特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の要請がなされています。さらに、愛媛県でも「まん延防止等重点措置」の適用の要請がなされるなど、首都圏や関西圏、近県で新規感染者数が増加の一途をたどっている状況にあり、県境をまたぐ移動そのものを控えていただく事態となっています。

また、本県における直近の感染状況は、感染・伝播性が高いと見られる変異株が占める割合が急激に高まり、20代から40代と比較的若い年代から高齢者への感染につながるおそれが生じているほか、今週19日以降、新規感染者数がおよそ20人レベルに急に上がり、直近1週間とその前の週1週間の累積新規感染者数の比は1を超え、医療のひつ迫具合を示す確保病床の使用率については3割前後で、国の示すステージⅢの指標を上回る状態が続いている状況にあります。

このまま、人の動きが活発化するゴールデンウィークの時期に、集中的な対策を講じなければ、短期間で感染者数が倍、倍と増えていくといったまん延の事態を引きおこし、県内の医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれがあります。

こうした状況を踏まえて総合的に判断した結果、<u>現在の「感染拡大防止集中対策期」を5月15日(土)まで3週間延長し、対策期間における『まん延警戒警報』を発令します。そして、人の移動が活発化するゴールデンウィークには、全国知事会が提唱している~移動を控えて、みんなで大切な「いのち」と「ふるさと」を守ろう~との考えのもと、感染拡大防止の集中対策を講じることとします。</u>

具体的には、4月28日(水)から5月11日(火)までの14日間、飲食店に対して、まことに申し訳ありませんが、営業時間を午前5時から午後9時まで(酒類提供は午後8時まで)に短縮していただくよう、協力の再要請をし、要請の全期間通じてご協力いただいた飲食店には、国からの取扱い通知に基づき、事業規模に応じた協力金を支給いたします。

このほか、感染拡大防止に向けて、県民の皆さま、事業者の皆さまに、広く呼びかけを実施するとともに、観光地・集客施設周辺の飲食店に対する感染防止対策徹底の呼びかけや、イベント等の開催や大規模商業施設等に対する密集回避、感染防止策の徹底の協力要請を行うほか、栗林公園やさぬきこどもの国など、県内外から多くの集客が見込まれる県有施設についても、職員による巡回や園内放送による呼びかけなど、感染防止対策の一層の徹底を図ることとしております。

なお、<u>明日から、営業時間の短縮を再要請する4月28日までの間も、十分な感染防止対策をとったうえで、くれぐれも慎重に行動していただき、感染防止対策がとられていない会食への参加は勇気をもって断るなど、感染リスクの高い行動は避けるよう、慎重に検討をお願いします。</u>

この時期の行動が、今後の感染拡大の引き金とならないよう、ゴールデンウィークを 迎えるに当たって、注意いただきたい事項について、次のとおり、私から県民の皆さま へのお願いとしてまとめましたので、改めて、お一人お一人が、感染拡大防止対策の徹 底を一層意識していただきますようお願いいたします。

<ゴールデンウィークを迎えるに当たってのお願い>

- ・ 行動にあたっては、十分な感染防止対策をとったうえで、くれぐれも慎重に。
- ・ 帰省・旅行、不特定多数が集まるイベントや集客施設等への参加は、慎重な検討を。
- ・ 感染が拡大している地域との往来は、延期、自粛、オンライン帰省の活用を。
- 会食をはじめ感染リスクの高い行動は、慎重に検討を。
- 会食する場合は、できるだけ、家族か、4人までで、 「感染リスクを下げながら会食を楽しむ」工夫を。

こうした感染防止対策を講じていただくことを前提として、今後の対策として、国からも強く要請されている「飲食店に対する感染防止対策の認証制度」を創設し、「大人数・長時間の飲食」、「マスクなしでの会話」といった場面が生じやすい飲食店における感染防止対策の徹底を図り、感染症に強い地域社会経済をつくっていきたいと考えております。

私としましては、新型コロナウイルスの感染拡大を何としても抑制し、一日も早い社会経済の回復に向けて、全力で取り組んでまいりますので、県民の皆さま、事業者の皆さまには、引き続き、ご理解、ご協力をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、そして、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありませんので、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようあわせてお願いいたします。

令和3年4月23日

感染拡大防止集中対策期における対策(4月4日以降)について

令和3年4月 3日 令和3年4月19日改正 令和3年4月23日改正

〇対策期間:4月4日(日)~<u>5月15日(土)</u>

1. 県民への協力要請等(法第24条第9項)

- (1) 外出について
- ○県内における不要不急の外出については、慎重に検討するよう協力要請
- 〇他の都道府県との不要不急の往来については、慎重に検討するよう協力要請 また、新規感染者数が15人以上/人口10万人/週の地域にあっては、特に慎重に検討 するよう協力要請

県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請

- ○国の「まん延防止等重点措置」期間中の対象区域への不要不急の往来自粛を協力要請
- 〇外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動するよう協力要請 別添 1:気をつけていただきたいこと
- ○発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
- ○業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されてい ない施設等への外出を控えることを協力要請

別添2:業種別ガイドライン

- 〇厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」を積極的にインストールするよう協力要請
- 〇施設や店舗等の利用、イベント参加の際、県が導入したLINEアプリ「かがわコロナ お知らせシステム」(注)を積極的に利用することを協力要請

別添3 (省略): かがわコロナお知らせシステム

※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

(2) 新しい生活様式の徹底について

○「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請

|別添4|:「人の接触を8割減らす10のポイント」

(令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)

|別添 5|:「新しい生活様式(生活スタイル)の実践例」

(令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正)

- 〇大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動(飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど)を自粛することについて協力要請
- 〇会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- ○感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行うよう協力要請

別添6: 感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫(令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会)

2. 事業者への協力要請等(法第24条第9項)

- 〇飲食店への営業時間の短縮を協力要請(令和3年4月7日~4月20日<u>、4月28日~</u> <u>5月11日</u>)
- 〇業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に 基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請

|別添 2|: 業種別ガイドライン

|別添7|: 今後における適切な感染防止対策

別添8:飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」

○適切な感染防止対策を講じた上で、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」 (注)を積極的に導入・様式掲示するなど、感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請

別添3(再掲):かがわコロナお知らせシステム

別添9:掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

- 〇在宅勤務(テレワーク)、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に 取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請
- 〇出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すこと を協力要請
- 〇時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推 進することを協力要請
- ○事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請
- 〇医療機関及び高齢者施設等の設置者において、以下の取組みを実施するよう協力要請
 - ・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること
 - ・症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用すること
 - ・手洗い・手指消毒を徹底すること
 - ・パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること
 - ・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと
 - 日々の体調を把握して症状があれば早めの受診をすること
- 〇介護施設等の設置者に対し、県及び高松市が当該施設従事者を対象に緊急に実施する一 斉検査の受検に協力することを協力要請
- 〇高齢者のいる障害者施設等の設置者に対し、当該施設従事者を対象に実施する一斉検査 の受検に協力することを協力要請

3. 催物(イベント等)の開催(法第24条第9項)

〇催物(イベント等)の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力要請協力要請に応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

別添10:催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

|別添11|:催物(イベント等)の開催にあたっての留意事項について

4. 県有施設等における対応

〇適切な感染防止対策を講じた上で開館。<u>ただし、多くの集客が見込まれる県有施設等に</u> ついては感染防止対策の一層の徹底を図る。

5. 県の対応

- ○感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- OPCR検査の充実強化を図る。
- ○県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。
- 〇ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して 取り組む。
- 〇無症状や軽症の新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養施設を充実する。

6. ゴールデンウィーク(令和3年4月29日~5月5日) における集中対策 (別紙「ゴールデンウィークにおける集中対策」のとおり)

(注) LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」は現在、一時利用を停止しています。

まん延警戒警報

- ▶ 感染防止対策をとり、慎重に行動を! 感染拡大地域との移動はお控えを!
- ▶ 会食は少人数・短時間で! 「三密」の徹底的な回避を!

別紙

ゴールデンウィークにおける集中対策について

~GWは移動を控えて、みんなで大切な「いのち」と「ふるさと」を守りましょう~ 令和3年4月23日

〇対象期間:4月29日(木)~5月5日(水)

- 1. 県民への協力要請(法第24条第9項)
 - ・行動にあたっては、十分な感染防止対策をとったうえで、くれぐれも慎重に行動するよう協力要請
 - ・帰省・旅行、不特定多数が集まるイベントや集客施設等への参加について慎重に検討すること、また、感染が拡大している地域との往来は延期、自粛、オンライン帰省を活用することなどについて協力要請

※県ホームページ等を活用した呼びかけなどを実施

- 2. 事業者への協力要請(法第24条第9項)
 - ・飲食店に対して、営業時間の短縮の協力を再要請(令和3年4月28日~5月11日) ※時短実施状況の把握などを行うための巡回を実施
 - ・観光地、集客施設周辺の飲食店に対し、感染防止対策の徹底を呼びかける見回りを実施
 - ・県外から多くの観光客が見込まれる県内うどん店(約200店舗)に対し、外食業の事業継続のためのガイドラインチェックシートによる感染防止対策の再点検、及び来店者向け注意喚起の掲示について協力要請
 - ・県内事業者に対して(関係団体等を通じ)、感染防止対策の徹底について協力要請 ※従業員の多い県内企業、国の出先機関の長に対して個別要請 ※観光施設、大規模商業施設等に対して個別要請
 - ・イベント・集客施設・伝統行事の実施について、慎重な判断を求めるとともに、実施する場合は、参加人数の制限の遵守や入場整理(規制入退場、動線管理、雑踏警備等)の強化などによる密集回避・感染防止策を徹底するよう協力要請

※県主催イベントや大規模な民間主催イベントに対して個別要請

- ・大規模小売店、商業施設等におけるゴールデンウィークの催物・バーゲンセール等に ついて、人数制限など、感染防止策を徹底するよう協力要請
- 3. 特に県内外から多くの集客が見込まれる県有2施設の対応
 - 栗林公園

入園時:サーマルカメラによる検温、手指消毒、マスク着用の確認・配付

入 園 後:園内飲食店以外での飲食制限、和船運航時の定員制限、一方通行の鑑賞ルートの設定、園内での巡回・声かけ など

さぬきこどもの国

児 童 館:スペースシアターを除き全面休館

屋外施設: YS-11型飛行機の機内公開、琴電車両の車内公開、変わり種自転車等貸し

出すサイクルセンターをそれぞれ休止、

その他:オンラインイベントを除くイベント、空港からの無料連絡バス、団体利

用の受付をそれぞれ休止

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針

令和2年 5月15日 令和2年 8月21日改正 令和3年 4月 3日改正 令和2年12月 8日改正 令和3年 4月19日改正 令和3年 1月 8日改正 令和3年 3月31日改正

		(1)感染予防対策期	(2) 準感染警戒期	(3)感染警戒期	(4)感染拡大防止対策期	(5)感染拡大防止集中対策期	(6)緊急事態対策期
	県内の感染状況	感染者が確認されていないか、 抑制できている状態	一定数の感染者が確認されてい る状態	一定の感染者が確認されており、感 染者が拡大する恐れがある状態	感染者が拡大している状態	感染者が急増している状態	爆発的な感染の拡大が続いている状態 (国の緊急事態宣言の対象区域に指定 されることを想定)
Final State of the	①直近1週間の累積新規感染者数(直近1週間の人口10万人当たりの累積新規感染者数)	_	5人程度以上 (O.5人以上)	2 4 人程度以上 (2.5人以上)	4 8 人程度以上 (5 人以上)	9 6 人程度以上 (1 0 人以上)	2 3 9 人程度以上 (2 5 人以上)
(②感染経路不明者数の割合	_	5 0 %以上	5 0 %以上	5 0 %以上	5 0 %以上	5 0 %以上
	分 ③直近1週間と先週1週間の比較	-	_	_	-	直近1週間が先週1週間より多い	直近1週間が先週1週間より多い
1	医 豪 ④医療のひっ迫具合 (入院医療)	_	_	_	_	確保病床の使用率20%以上	確保病床の使用率50%以上
移 [療 是 共 典	_	_	_		入院率40%以下	入院率25%以下
行	本 (重症者用病床)	_	_	-	_	確保病床の使用率20%以上	確保病床の使用率50%以上
基 1	(人口 10 万人当たりの全療養者数※) ※入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数	_	_	_	_	1 4 3 人程度以上 (1 5 人以上)	287人程度以上 (30人以上)
準	監視 現 本 ⑥直近1週間のPCR陽性率 制	_	_	_	_	5 %以上	1 0 %以上
f.		_	解除にあたっては、新しいタ	対策期に入ってから、一定期間(少なく)	とも2週間)経過後、新規感染者が減		の指標等を踏まえ総合的に判断
<u></u>	〇県独自の「感染警戒宣言」、「緊急事態宣言」は、感染: 〇国から特措法に基づく新たな考え方が示された場合に 共通事項(※1)	は改訂を検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	新しい生活様式」の実践、「かがわ	コロナお知らせシステム」・「接触確認ア	プリ(COCOA)」のインストール・積	極的活用	
<u></u>	O国から特措法に基づく新たな考え方が示された場合に(は改訂を検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(1) Ø	コロナお知らせシステム」・「接触確認ア 【法 249による要請】 ・(1) の対策の徹底に加え、国のステージⅢに相当する感染拡大地域 への不要不急の移動については、 特に慎重に検討	プリ (COCOA)」のインストール・積 【法 249による要請】 ・(1) ②③の対策の徹底に加え、 ・不要不急の外出・移動は、県内外 を問わず慎重に検討。国のステ ージⅢに相当する感染拡大地域 への不要不急の移動について は、特に慎重に検討	【法249又は法31の6②による要請】 ・(4)の対策に加え、 ・他都道府県の感染状況等も踏まえ、 県外への移動自粛の要請を検討 ・「まん延防止等重点措置区域」と なった場合には、「まん延防止等 重点措置」として、時短要請し た時間以降、飲食店にみだりに 出入りしないよう要請すること	【法 249又は法 45①による要請】 ・県内での外出自粛の要請を検討 ・県外への移動自粛の要請を検討 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(特に夜間の自粛の徹底)について要請を検討
対応方	○国から特措法に基づく新たな考え方が示された場合に 供通事項(※1) 県民への要請等 事業者への要請等	は改訂を検討 3密の回避やマスクの着用など「 【法に基づかない協力依頼】 ①不要不急の感染拡大地域への 移動は慎重に検討 ②発熱の症状がある場合は、外出 を控える ③「業種別ガイドライン」等に基 づく感染防止策が徹底されて いない施設等への外出を控え	ĵ.	【法 24⑨による要請】 ・(1) の対策の徹底に加え、国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討 【法 24⑨による要請】 ・(1) の対策の強力な推進	【法 249による要請】 · (1) ②③の対策の徹底に加え、 · 不要不急の外出・移動は、県内外を問わず慎重に検討。国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討 【法 249による要請】 · (3)の対策に加え、 · 飲食店に対する時短要請を検討	【法249又は法31の6②による要請】 ・(4)の対策に加え、 ・他都道府県の感染状況等も踏まえ、 県外への移動自粛の要請を検討 ・「まん延防止等重点措置区域」と なった場合には、「まん延防止等 重点措置」として、時短要請し た時間以降、飲食店にみだりに	・県内での外出自粛の要請を検討 ・県外への移動自粛の要請を検討 ・「緊急事態宣言対象区域」となっ た場合には、「緊急事態措置」と して、日中も含めた不要不急の 外出・移動の自粛(特に夜間の自
(〇国から特措法に基づく新たな考え方が示された場合に 共通事項(※1) 県民への要請等	は改訂を検討 3密の回避やマスクの着用など「 【法に基づかない協力依頼】 ①不要不急の感染拡大地域への移動の症検討 ②発熱の症状がある場合は、外出を控える ③「業種別ガイドライン」等によるをいない協力依頼】 ・「業種別ガイドライン」 ・「業種別ガイドライン」 ・「業種別ガイドライン」 ・「、業種別ガイドライン」 ・「、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	(1) Ø	【法 24⑨による要請】 ・(1) の対策の徹底に加え、国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討	【法 249による要請】 ・(1) ②③の対策の徹底に加え、 ・不要不急の外出・移動は、県内外を問わず慎重に検討。国のステージⅢに相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討 【法 249による要請】 ・(3)の対策に加え、	【法249又は法31の6②による要請】 ・(4)の対策に加え、 ・他都道府県の感染状況等も踏まえ、 県外への移動自粛の要請を検討 ・「まん延防止等重点措置区域」と なった場合には、「まん延防止等 重点措置」として、時短要請した時間以降、飲食店にみだりに 出入りしないよう要請すること を検9又は法31の6①による要請】 ・(4)の対策のほか、 ・「まん延防止等重点措置区域」と なった場合には、「まん延防止等 重点措置」として、飲食店に対す	・県内での外出自粛の要請を検討 ・県外への移動自粛の要請を検討 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(特に夜間の自粛の徹底)について要請を検討 【法 24⑨又は法 45②による要請】 ・(4)の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」として、飲食店に対する時短要請を検討

〇各対策期における措置の実施の要否に当たっては、医療提供体制、監視体制(検査・相談等の件数)、クラスター発生状況、他都道府県の発生状況などを総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定 ※1 対策期に応じて、特措法による要請の適用

- ※2 休業等を要請する「感染拡大につながる恐れのある施設」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針等を考慮して判断
- ※3 イベント等の開催については、国の基本的対処方針等を踏まえ、屋内外の別を考慮して、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率等を総合的に判断
- 〇他の都道府県において国の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発出された場合は、基本的対処方針や対象区域における対策等を踏まえ、本県の対応を検討

飲食店への営業時間短縮の再要請

資料3-1

1 実施期間

令和3年4月28日(水)午前O時

~ 5月11日(火)午後12時

2 対象区域

県内全域

3 根拠

特措法第24条第9項

4 対象

香川県内において、 食品衛生法に基づく営業許可を得て、 店舗を有し、 飲食店又は喫茶店の営業を行う 法人又は個人事業主

✓ 小売りを営業主体とする場合や テイクアウト専門店等は除く

5 要請の内容

- ・夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮の 協力要請
- ・営業時間は、午前5時から午後9時までに限る
- ・酒類提供は、午後8時までに限る

飲食店を経営されている皆様には、再度の要請となり、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

香川県営業時間短縮協力金(第2次)

資料3-2

く要件>

営業時間短縮要請の全期間を通して(※)

【令和3年4月28日(水)午前O時~5月11日(火)午後12時】

- ・営業時間は、午前5時から午後9時までとすること
- ・酒類提供は、午後8時までとすること

にご協力いただいた飲食店

- ※定休日を除き、一日でも、 営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、 協力金の支給要件を満たしませんので、ご注意ください。
- ※深夜営業をされている店舗について、 4月28日(水)午前0時から午前5時までの間に 営業した場合は、協力金の支給要件を満たしません。
- ※通常の営業時間が午前5時から午後9時までの時間帯内 の場合は、対象となりません。

●支給額

「中小企業」

前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に応じて 2万5千円~7万5千円/日

- 1日当たりの売上高が8万3,333円以下の場合
 - → 一律2万5千円/日を支給
- 1日当たりの売上高が8万3,333円超の場合
 - → 1日当たりの売上高×0.3 (上限7万5千円/日)

[大企業]

1日当たりの売上高の減少額を基に算出する方式 上限20万円/日 又は 前年度若しくは前々年度の 1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額

※中小企業においてもこの方式を選択可

- ※制度詳細は、現在、検討中につき、後日公表します。
- ※申請店舗の外観・内観の写真(営業している事実、時短営業・ 感染防止対策等の事実が確認できるもの)が必要となります。

営業時間短縮・協力金コールセンターにおける問い合わせの状況

4月5日(月)から21日(水)までの問い合わせ件数

2,495件

県内飲食店の営業時間短縮等の要請を踏まえた巡回の実施状況

4月7日(水)から20日(火)までの巡回店舗数等

巡回人数: 460人

巡回店舗数:8,899店

令和3年4月

飲食店感染防止対策認証制度(仮称)

1. 目的

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や他県の取組みなどを参考に、業種別ガイドラインに基づく認証基準を策定し、現地調査等を通じ、当該基準を満たすことが確認できた飲食店を県が認証しようとする制度を創設するとともに、認証取得に必要な経費を支援するもの。

当該制度により、利用者に安全・安心な利用環境を提供することで、 感染拡大防止と経済活動の両立を図ることを目的とする。

2. 制度の概要

- ○認証制度
 - ・事業概要: 県が定める感染防止対策基準を満たす店舗を認証し、県が当該店舗に対して認証マークを交付するとともに、認証店を紹介するウェブサイトやチラシ等で広報、認証を受けた店舗は認証マークの掲示によりPR
 - ・対象:県内の飲食店

○補助制度

- ・事業概要:認証取得に必要な備品購入等に要する経費の一部を助成
- •補助対象経費の上限:20万円/店(施設規模に応じて上限額は変動)
- 補助率:
 - (1)対面防止に資する備品等基本的な感染防止対策に係る経費 10/10 例)アクリルパーティション、消毒液など
 - (2) その他の感染防止対策に係る経費 3/4 例) キャッシュレス決済端末、非接触型体温計など

令和3年4月23日

新型コロナウイルス感染症対策(令和3年度4月補正予算案)について

I 専決処分(4月3日)

対策規模 2.442百万円

※時短要請協力金

Ⅱ 臨時会提案(4月23日送付)

対策規模 1,919百万円

1. 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備

1,091百万円

①検査体制の強化〔72〕

・県内飲食店に対する営業時間短縮要請にあわせた飲食店従業員へのPCR検査実施

②福祉サービス提供体制の確保〔9〕

・高齢者の重症化リスク等を踏まえた、高齢者が入所する障害者支援施設等の従事者へのPCR検査実施

③その他(飲食店感染防止対策認証制度推進事業)〔1, 010〕

・飲食店の感染防止対策に対する認証制度を設け、認証基準達成のための感染防止対策 に必要な経費に対する補助制度を併せて創設

2. 県民の生活支援

828百万円

①生活支援〔828〕

- ・県社会福祉協議会への生活福祉資金貸付原資の追加補助
- ・ひとり親世帯への生活支援特別給付金の支給

新型コロナウイルス感染症対策

(単位:百万円)

項目名	4月補正 予算額	令和3年度 累計予算額	令和2年度 までの 累計予算額	4月補正後 累計予算額
O 感染拡大防止対策と医療提供体制 の整備	1,091	9,744	29,017	39,852
〇 雇用の維持・事業の継続	_	2,744	10,303	13,047
〇 県民の生活支援	828	8	3,358	4,194
〇 学校の再開・学びの保障	_	63	160	223
〇 地域経済の回復・活性化	_	253	4,098	4,351
〇 感染症に強い社会・経済構造の構築	_	176	889	1,065
合 計	1,919	12,988	47,825	62,732

I 感染拡大防止対策と 医療提供体制の整備

4月補正予算額:1,091百万円

1 検査体制の強化

1 飲食店従業員PCR検査事業 (72百万円)

【内容】

新型コロナウイルス感染症の拡大の予兆を早期に探知し、感染拡大の防止につなげるため、県内飲食店に対する営業時間の短縮要請にあわせて、要請対象店舗の従業員を対象としてPCR検査を実施するもの。

<問い合わせ先> 健康福祉部健康福祉総務課

2 福祉サービス提供体制の確保

1 障害者支援施設等従事者PCR検査事業(9百万円)

【内容】

高齢者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、重症化しやすくクラスターとなるリスクが高いことから、高齢者が入所している障害者支援施設等の従事者に対して、一斉PCR検査を実施するもの。

<問い合わせ先> 健康福祉部障害福祉課 健康福祉部健康福祉総務課

3 その他

1 飲食店感染防止対策認証制度推進事業 (1,010百万円)

【内容】

県が定める感染防止対策基準を満たす飲食店の認証制度を設けるとともに、当該認証取得に必要な経費を支援し、感染拡大防止の取組みを一層推進するもの。

(認証制度の概要)

県が定める感染防止対策基準を満たす店舗への認証を行い、県及び当該店舗がPRを実施

(補助の概要)

- •補助対象者:飲食事業者
- •補助の対象となる経費:認証取得に必要な備品購入等に要する経費
- •補助の対象となる経費の上限:20万円/店(施設規模に応じて上限額は変動)
- •補助率:
 - ・対面防止に資する備品等、基本的な感染防止対策に係る経費 10/10
 - ・その他の感染防止対策に係る経費 3/4

<問い合わせ先> 政策部政策課

Ⅱ県民の生活支援

4月補正予算額:828百万円

1 県民の生活支援

1 生活福祉資金貸付事業 (720百万円)

【内容】

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等から、収入が減少し一時的な 資金が必要な方への緊急貸付けの原資を、事業を実施する香川県社会福祉協議 会に追加補助するもの。

(緊急小口資金)

- •貸付上限額:10万円(学校の休業等の特例:20万円)
- •償還期限:2年(据置期間1年以内)
- •無利子、保証人不要

(総合支援資金)

- ・貸付上限額:月20万円(単身世帯は月15万円)
- •貸付期間:原則3月以内
- •償還期限:10年(据置期間1年以内)
- •無利子、保証人不要

<問い合わせ先> 健康福祉部健康福祉総務課

1 県民の生活支援

2 ひとり親世帯生活支援特別給付金支給事業 (108百万円)

【内容】

児童扶養手当を受給する世帯等に対して、特別給付金を支給するもの。

・給 付 額:児童1人当たり5万円

<問い合わせ先> 健康福祉部子ども家庭課

■新型コロナウイルス感染症への対応予算(令和元年度2月補正~令和3年度4月補正まで)

	令和元	元年度					令和	2年度						令和3年度				(+1:	立:百万円)
項 目	2月補正	3月補正	4月補正		6月補正		8月補正	9月補正	11月補正	1月補正		月補正	当初	4月	補正	合 計	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	乙万丽亚	専決	4万丽正	専決	当初提案	追加提案	専決		加加工	専決	当初提案	追加提案	=100	専決	当初提案				
予算総額	3	281	4,203	3,010	3,488	14,381	2,300	16,206	5,468	81	1,631	▲ 3,227	10,546	2,442	1,919	58,371	284	47,541	17 1
感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	3	49	2,425		1,866	9,528		14,742	3,144	81	244	▲ 3,065	7,302	2,442	1,091	36,319	52	28,965	10,835
① 相談体制の強化			4		39			24			4	19	67			157		90	6
② 衛生用品の確保等		36	294		78	101		84			9	▲ 219	161			544	36	347	16
③ 検査体制の強化	2		84		27			56	198			▲ 7	266		72	625	2	358	33
④ 医療提供体制の整備・強化	1		646		1,676	6,532		12,286	2,946		111	▲ 1,829	6,649			29,018	1	22,368	6,64
⑤ 学校の臨時休業を円滑に進めるための環境整備		13	295		1							▲ 215				94	13	81	
⑥ 福祉サービス提供体制の確保			55		34	2,811		2,289		81	29	▲ 659	52		9	4,692		4,640	6
⑦ 休業要請等への協力促進			1,003									▲ 64		2,442		3,381		939	2,44
⑧ 情報発信の強化			17		10							▲ 4	11			34		23	1
9 その他			27		1	84		3			91	▲ 87	96		1,010	216		119	1,10
2 雇用の維持・事業の継続			1,312	3,010	22	3,347		21	2,100		198	293	2,744			13,047		10,303	2,74
① 雇用の維持			630		12	35		3				▲ 595	5			89		85	
② 事業者の資金繰り対策			680			1,297		18			192	▲ 797	2,719			4,109		1,390	2,71
③ 事業継続支援			2	3,010	10	2,015			2,100		6	1,685	20			8,848		8,828	2
3 県民の生活支援		232	449			805		951			941	▲ 19	7		828	3,366	232	3,127	83
① 生活支援		232	449			766		950			941	▲ 9	3		828	3,332	232	3,097	83
② 修学継続支援						39		1				▲ 10	4			34		30	
学校の再開・学びの保障						168		4			3	▲ 15	63			223		160	6:
① 教育体制の緊急整備						151		3				▲ 10	63			207		144	6
② 部活動の再開支援						17						▲ 5				12		12	
③ その他								1			3					4		4	
・ 地域経済の回復・活性化					1,199	436	2,300	395			127	▲ 360	254			4,351		4,097	25
① 事業者のチャレンジ支援					705		2,300					▲ 146				2,859		2,859	
② 飲食業の支援					80											80		80	
③ 食品産業の支援					23											23		23	
④ 県産品の販売促進					4			12				▲ 2				14		14	
⑤ 農畜水産業の支援					387			64				▲ 188				263		263	
⑥ 観光産業の支援						421		5					245			671		426	24
⑦ 文化芸術活動・イベント等の支援						15						▲ 4	9			20		11	
⑧ 公共交通機関の支援								311			127	▲ 19				419		419	
③ 林業の支援								3				1				2		2	
6 感染症に強い社会・経済構造の構築			17		401	97		93	224		118	▲ 61	176			1.065		889	17
① 情報通信技術の普及・浸透			17		401	36		69	224		118	▲ 35	120			950		830	
② 感染防止対策の普及・浸透						61	_	10				▲ 19	3			55		52	<u> </u>
③ 企業の生産性向上·競争力強化·誘致								1.4				▲ 7	53			60		7	5

[※]端数調整の関係で合計が合わない場合があります。

令和3年4月23日 経営支援課

Go To Eatキャンペーンに係る本県の対応について

飲食店への営業時間の短縮の要請と併せて、令和3年4月28日(水)から5月11日(火)までの期間中、午前0時から午前5時まで及び午後9時から午後12時までの時間帯について、Go To Eatキャンペーンにおける食事券及びオンライン予約ポイントの利用自粛の呼びかけを行うよう、同キャンペーンの実施主体である農林水産省に依頼します。

ただし、登録飲食店が実施するテイクアウト、デリバリーでの利用については、利用自 粛の呼びかけの対象から除くこととします。



令和3年4月23日

部署名:交流推進部観光振興課

総務・誘客推進グループ

担当者:仲川、長尾

連絡先:ダイヤルイン 087-832-3361

087-831-1111 (内線 3512)

「うどん県泊まってかがわ割」の取扱いの一部変更について

「感染拡大防止集中対策期」の延長に伴い、4月25日から5月15日までの宿泊に係る新規予約については、宿泊助成の適用を停止することとしました。

1 取扱いの一部変更について

令和3年4月25日(日)から令和3年5月15日(土)宿泊分(5月16日(日) チェックアウト分)までの新規予約については、宿泊助成の適用を停止します。

*本日(24時)までの予約については、宿泊助成を適用いたします。 4月29日(木・祝)から5月4日(火・祝)までの宿泊分(5月5日チェック アウト分)については、当初から適用を除外しています。

2 問合せ先

【うどん県泊まってかがわ割事務局】

電話番号:087-823-5011

住 所: 〒760-0028 高松市鍛冶屋町7-6 (JTB高松ビル4階)

営業時間:平日10:00~17:00(土日祝は休み)

公式HP: https://www.kagawa-wari.com/



学校における対応について

「感染拡大防止集中対策期」の延長(4月25日~5月15日)に伴い、学校における感染拡大防止の徹底等を図るため、下記のとおり対応する旨を県立学校長に通知するともに、市町教育委員会にも送付する。

記

1 健康観察について

○ 新型コロナウイルス感染症だけでなく、例年、ゴールデンウィーク明けは、体調不良や欠席が増加する傾向にあることから、健康観察を徹底し、 教職員間で情報共有をして、配慮が必要な児童生徒に対し、適切に対応 すること。

2 部活動について

- 宿泊を伴う活動や県外遠征等(県外大会参加及び県外からの選手・チーム・指導者等の招へいを含む)は、引き続き行わないこと。
 - ※ ただし、全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連等が主催する大会等への参加は可能とする。なお、県外の大会等に参加した場合は、帰県後、14日間の行動記録を取ること。
- 感染のリスクが高い活動については、慎重に検討を行うとともに、下記の点に留意し、感染症対策を徹底すること。
- ・ 十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスク や熱中症になるリスクがない場合は、マスクを着用し、活動すること。
- ・ 昼食時など、食事の前後での手洗いを徹底し、例えば、一方向を向いて 食事をとるなど、飛沫を飛ばさない工夫をすること。
- 用具等については、可能な限り共有を避けること。

3 その他

- 不当な理由でいじめや差別を受けることがないよう、児童生徒及び教職員の人権に最大限配慮すること。
- 教職員が県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取ること。

別添1

新型コロナウイルス うつらない、うつさない 気をつけていただきたいこと

飛沫をとばさない

会食時にも、食べるときだけマスクを外し、会話の時はマスクをするなどの工夫が有効です。 ■

マスクの着用を!

大声で会話しない!

接触感染にも注意を

ウイルスがついた場所に触れた手で、口や鼻などを触る と感染リスクが高まります。

手洗い・消毒をこまめに!

マイクロ飛沫が浮遊

換気が悪い環境では、小さくなった飛沫が長時間空気中を漂います。

適切な換気を!

大人数や長時間の飲食時などには忘れがちになります。

ご協力をお願いします。

業種別ガイドライン

令和3年4月6日時点

<u>項目</u>

1.	劇場、観覧	<u> </u>	映画	画 食	Ė,	演	送	場			•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
2.	集会場、公	堂会公	<u>É</u>		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
3.	展示会・原	表示場	<u>i</u>		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
4.	体育館、力	火泳 場	1 7	 	<u>ر</u> ا-	ン	グ:	場、	,追	重	加施	認	L Z 📞	遊	技:	場		•	•	6
5.	<u>博物館、</u>	<u> 美術館</u>	3 , 3	図書	書食	官		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
6.	<u>遊興施設</u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
7.	自動車教	習所、	学	習	塾	等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
8.	医療サー	ゴス等	Ē		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
9.	<u>インフラ運</u>	営等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
10.	飲食料品	供給		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
11.	食堂、レス	トラン	ノ、 <u>ロ</u>	契字	<u> </u>	占领	至		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
12.	生活必需	物資	共紀	1		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
13.	生活必需	サーヒ	<u> </u>			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
14.	ごみ処理	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
15.	<u>冠婚葬祭</u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
16.	<u>メディア</u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23
17.	個人向け	サーヒ	<u> </u>		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
18.	<u>金融</u> •	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
19.	物流、運送	<u>ŧ</u> •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
20.	製造業全	<u>般</u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29
21.	オフィス事	務全	<u>般</u>		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
22.	企業活動	、治安	維	<u>持</u>		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	31
23.	<u>行政サー</u> [<u> </u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	32

※上記のほか、学校、社会福祉施設、社会体育施設、研究施設等については所管省庁においてガイドライン等を作成・公表。

1. 劇場、観覧場、映画館、演芸場								
担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン						
	公益社団法人 全国公立文化施設協会	劇場、音楽堂等における新型コロナ ウイルス感染拡大予防ガイドライン						
文部科学省	クラシック音楽公演運営推進協議会	クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン						
	緊急事態舞台芸術ネットワーク	舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン						
	<u>一般社団法人全日本合唱連盟</u>	合唱活動における新型コロナウイル ス感染症拡大防止のガイドライン						
原化兴脉少	全国興行生活衛生同業組合連合会(映画館)	映画館における新型コロナウイルス 感染拡大予防ガイドライン						
厚生労働省	全国興行生活衛生同業組合連合会(演芸場)	演芸場における新型コロナウイルス 感染拡大予防ガイドライン						
	一般社団法人コンサートプロモーターズ協会	・音楽コンサートにおける新型コロナーウイルス感染予防対策ガイドライン						
経済産業省 文部科学省	一般社団法人日本音楽事業者協会	(無観客公演関係) ・音楽コンサートにおける新型コロナ						
	一般社団法人日本音楽制作者連盟	ウイルス感染予防対策ガイドライン (有観客公演)						

	2. 集会場、公会堂	
担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン
文部科学省	公益社団法人 全国公民館連合会	公民館における新型コロナウイル ス感染拡大予防ガイドライン
	一般社団法人日本コンベンション協会(MICE)	新型コロナウイルス感染症禍におけるMICE開催のためのガイドライン
国土交通省	一般社団法人日本コングレス・コンベンション・ ビューロー(JCCB)	コンベンション推進機関及びMICE 関連事業者等における 新型コロナウイルス(COVID-19) 対応ガイドライン
	公益社団法人 日本青年会議所	祭り・イベント等開催に向けた感 染拡大防止ガイドライン
経済産業省	公益社団法人 日本青年会議所	カンファレンス開催ガイドライン

	3. 展示会•展示場									
担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン								
₩☆苹業小	一般社団法人 日本展示会協会	展示会業界における COVID-19 感染拡大予防ガイドライン								
経済産業省	一般社団法人日本ファッション・ウィーク推進機構	ファッションショーにおける新型コロナウ イルス感染予防対策ガイドライン								
文部科学省	大規模同人誌即売会	新形コロナウィルス感染症流行下における同人誌即売会の開催ガイドライン								

4. 体育館、水泳場、ボーリング場、運動施設、遊技場①

担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン				
	公益財団法人 日本スポーツ協会	スポーツイベントの再開に向けた感染				
	公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会	拡大予防ガイドライン 				
		新型コロナウイルス感染症対策として の「UNIVAS大学スポーツ活動再開ガイ ドライン」				
	公益社団法人 日本プロサッカーリーグ	Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対 応ガイドライン				
	一般社団法人 日本女子サッカーリーグ	日本女子サッカーリーグ新型コロナウ イルス感染症対応ガイドライン				
文部科学省	公益財団法人 日本ゴルフ協会					
	公益社団法人 日本プロゴルフ協会	日本国内プロゴルフトーナメントにおけ				
	一般社団法人 日本女子プロゴルフ協会	る新型コロナウィルス感染症対策ガイド ライン				
	一般社団法人 日本ゴルフツアー機構					
	一般社団法人 日本ゴルフトーナメント振興協会					
	公益社団法人日本プロボウリング協会	プロボウリングトーナメント(JPBA競技 会)における新型コロナウイルス感染症 対策ガイドライン				

4. 体育館、水泳場、ボーリング場、運動施設、遊技場②

担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン
文部科学省	一般社団法人 日本野球機構	NPB新型コロナウイルス感染予防 ガイドライン(有観客開催)
	一般財団法人 日本ボクシングコミッション	│ ボクシング興行再開に向けた新型 □ロナウイルス感染拡大予防ガイド
	日本プロボクシング協会	ライン
	公益財団法人 日本相撲協会	新型コロナウイルス感染症対応ガイ ドライン
	公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・ バスケットボールリーグ	症対策ガイドライン
	<u>一般社団法人ジャパン・バスケットボール</u> <u>リーグB3リーグ</u>	B3リーグ 新型コロナウィルス感染 症対策ガイドライン第2班
	日本社会人アメリカンフットボールXリーグ	NFA新型コロナウイルス感染予防ガイドライン(第5版)
	一般社団法人日本バレーボールリーグ機構	V.LEAGUE新型コロナウイルス対策 ガイドライン第8稿
	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会	新型コロナウィルス感染症対応ガイ ドライン
	一般社団法人 TUーグ	Tリーグ新型コロナウィルス感染症 対策ガイドライン
農林水産省	農のふれあい交流経営者協会	観光農園(収穫体験)における新型 コロナウイルス感染症対応ガイドラ イン
経済産業省	一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会	新型コロナウイルス感染症対策ガイ
	公益社団法人 日本パブリックゴルフ協会	ドライン
	公益社団法人 全日本ゴルフ練習場連盟	新型コロナウイルス感染症対策ガイ ドライン
	公益社団法人 日本テニス事業協会	新型コロナウイルス感染症対策 ガイドライン
	一般社団法人 日本アミューズメント産業協会	ゲームセンターにおける新型コロナ ウイルス感染拡大予防ガイドライン

4. 体育館、水泳場、ボーリング場、運動施設、遊技場③

担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン
経済産業省	公益社団法人 日本ボウリング場協会	新型コロナウイルス感染症対策 (公社)日本ボウリング場協会ガイ ドライン
	一般社団法人 日本レジャーダイビング協会	新型コロナウイルス感染症対策 ダイビング事業者向けガイドライン
	スクーバダイビング事業協同組合	
	<u>東日本遊園地協会</u>	遊園地・テーマパークにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	<u>西日本遊園地協会 等</u>	
	一般社団法人 日本スイミングクラブ協会	スイミングクラブにおける新型コロ ナウイルス感染拡大予防のため のガイドライン
	一般社団法人 日本フィットネス産業協会	FIAフィットネス関連施設における 新型コロナウイルス感染拡大対応 ガイドライン
警察庁	一般社団法人 全日本指定射撃場協会	射撃場における新型コロナウイル ス感染症拡大予防ガイドライン
	全国麻雀業組合総連合会	マージャン店営業等における新型 コロナウイルス感染症の拡大予防 ガイドライン
	パチンコ・パチスロ産業21世紀会	パチンコ・パチスロ店営業におけ る新型コロナウイルス感染症の拡 大予防ガイドライン
国土交通省	<u>アクティビティツアー連絡会</u>	アクティビティツアー向け新型コロ ナウイルス対策ガイドライン
	<u>体験教室連絡会</u>	体験教室向け新型コロナウイルス 対策ガイドライン

5. 博物館、美術館、図書館			
担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン	
文部科学省	公益財団法人 日本博物館協会	博物館における新型コロナウイルス感 染拡大予防ガイドライン	
	公益社団法人 日本図書館協会	図書館における新型コロナウイルス感 染拡大予防ガイドライン	
	公益社団法人 全国学校図書館協議会	新型コロナウイルス感染症拡大防止対 策下における学校図書館の活動ガイド ライン	
	公益社団法人 日本動物園水族館協会	動物園・水族館における新型コロナウ イルス感染対策ガイドライン	

6. 遊興施設①

担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン
	公益社団法人 全国競輪施行者協議会	
	全国小型自動車競走施行者協議会	
	公益財団法人 JKA	
Ø ★ ₩ /Þ	一般財団法人 東日本小型自動車競走会	競輪・オートレースにおける新型コロナウ イルス感染症 感染拡大予防ガイドライン
経済産業省	一般財団法人 西日本小型自動車競走会	
	一般社団法人 日本競輪選手会	
	一般社団法人 全日本オートレース選手会	
	一般社団法人 全国場外車券売場設置者協議会	
警察庁	一般社団法人 ナイトクラブエンターテイメント協会	
	西日本クラブ協会	特定遊興飲食店(ナイトクラブ における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	ミュージックバー協会	

6. 遊興施設②		
担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン
農林水産省	<u>地方競馬全国協会</u>	競馬における新型コロナウイルス感 染拡大予防ガイドライン
国土交通省	ボートレースコロナ対策決定本部	モーターボート競走における新型コロ ナウイルス感染症 感染拡大予防ガイドライン
経済産業省 文部科学省	一般社団法人 日本カラオケボックス協会連合会一般社団法人 カラオケ使用者連盟一般社団法人 全国カラオケ事業者協会	カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食 の場における新型コロナウイルス感 染拡大予防ガイドライン
厚生労働省	一般社団法人 ライブハウスコミッション NPO法人 日本ライブハウス協会 日本音楽会場協会	ライブハウスにおける 新型コロナウ イルス感染拡大予防ガイドライン
	日本ライブレストラン協会	ライブレストランにおける新型コロナ ウイルス感染拡大予防ガイドライン
	全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会	社交飲食業における新型コロナウイ ルス感染拡大予防ガイドライン

7. 自動車教習所、学習塾等		
担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン
	公益社団法人 全国学習塾協会	新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
経済産業省	一般社団法人 全国外国語教育振興協会	民間外国語教育事業者における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 全日本ピアノ指導者協会	ピアノ教室向け感染症対策ガイドライン
警察庁	全日本指定自動車教習所協会連合会	指定自動車教習所における新型コロナウ イルス感染症の感染防止のためのガイドラ イン
	全国届出自動車教習所協会	[全自教]感染症予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)
文部科学省	特定非営利活動法人 全国検定振興機構	民間検定試験等の実施における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	(一財)日本語教育振興協会	
	(一社)全国日本語学校連合会	
出入国管理庁	(一社)日本語学校ネットワーク	日本語教育機関における新型コロナ感染 症対策 ガイドライン
文化庁	全国専門学校日本語教育協会	
	(一社)全国各種学校日本語教育協会	
	(一社)全日本学校法人日本語教育協議会	
環境省	公益社団法人 日本アロマ環境協会	新型コロナウイルス感染防止ガイドライン <スクール編>

8. 医療サービス等		
担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン
	一般社団法人 日本総合健診医学会	
	公益社団法人 日本人間ドック学会	
	公益財団法人 結核予防会	
	公益社団法人 全国労働衛生団体連合会	健康診断実施時における新型コロナウイルス
	公益財団法人 日本対がん協会	感染症対策について
	公益社団法人 全日本病院協会	
	一般社団法人 日本病院会	
巨大兴县小	公益財団法人 予防医学事業中央会	
厚生労働省 	公益社団法人 日本医師会	新型コロナウイルス感染症対策 医療機関向 けガイドライン
	公益社団法人 日本歯科医師会	新たな感染症を踏まえた歯科診療ガイドライ ン
	公益社団法人 日本薬剤師会	新型コロナウイルス感染症対策 薬局向けガ イドライン
	(公社)日本柔道整復師会	柔道整復施術所における新型コロナウイルス 感染症対策ガイドライン
	(一社)日本柔道整復接骨医学会	柔道整復施術所における新型コロナウイルス 感染症対策ガイドライン
	(公社)日本鍼灸師会	新型コロナウイルス感染防止ガイドライン
	(公社)全日本鍼灸マッサージ師会	新型コロナウイルス感染防止対応ガイドライン
	全国柔整鍼灸協同組合	新型コロナウイルス感染防止対応ガイドライ ン

9. インフラ運営等①		
担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン
	一般社団法人 建設電気技術協会	建設電気技術関係の建設現場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	下水道管路管理業務における新型 コロナウイルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 日本下水道施設管理業協会	下水道施設運転管理業務における 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	東日本高速道路株式会社	新型コロナウイルス感染予防対策ガ イドライン
	中日本高速道路株式会社	中日本高速道路(株)における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
国土交通省	西日本高速道路株式会社	新型コロナウイルス感染症対策ガイ ドライン
国工义进1	<u>首都高速道路株式会社</u>	新型コロナウイルス感染症対策ガイ ドライン
	<u>阪神高速道路株式会社</u>	阪神高速道路㈱ 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	本州四国連絡高速道路株式会社	新型コロナウイルス感染予防対策ガ イドライン
	一般社団法人 全国建設業協会	地域建設業における建設現場の新型コロナウイルス感染症対策の実践
	一般社団法人 日本建設業連合会	建設業(建設現場)における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人 マンション計画修繕施工協会	マンション計画修繕工事における新型コロナウイルス対策ガイドライン
	一般社団法人 住宅生産団体連合会	住宅業界における感染予防ガイドライン

9. インフラ運営等②		
担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン
	一般社団法人 日本埋立浚渫協会	
	一般社団法人 日本海上起重技術協会 一般社団法人 日本潜水協会	港湾空港建設事業の新型コロナウイルス 感染症の感染拡大予防ガイドライン
国土交通省 	日本港湾空港建設協会連合会	
	全国浚渫業協会	
	公益社団法人 日本港湾協会	クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等 における感染拡大予防ガイドライン
経済産業省	一般社団法人 全国LPガス協会	LPガス販売事業者等における新型コロ ナウイルス感染予防対策ガイドラインに ついて
14777年末日	全国石油商業組合連合会	ガソリンスタンドにおける新型コロナウイ ルス感染予防対策ガイドライン
総務省	一般社団法人 電気通信事業者協会	電気通信事業分野における新型コロナウ イルス感染症対策ガイドライン
厚生労働省	一般社団法人日本水道運営管理協会	水道運営管理業務における新型コロナウ イルス感染症対策ガイドライン

10. 飲食料品供給①

担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン
農林水産省	一般的闭头人自高库主力(4)	食品製造業における新型コロナウイルス感 染症感染拡大予防ガイドライン
	公益社団法人 中央畜産会	畜産事業者における新型コロナウイルス感 染防止、感染者が発生した時の対応及び 事業継続に関する基本的なガイドライン
	公益社団法人 大日本農会	農業関係者における新型コロナウイルス感 染者が発生した時の対応及び事業継続に 関する基本的なガイドライン
	一般对例注入日本林美拉全	新型コロナウイルス感染症拡大防止等に向 けた基本的ガイドラインについて
		ー 漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生 したときの対応及び事業継続に関する基本
	一般社団法人 大日本水産会	的なガイドライン

10. 飲食料品供給② 担当省庁名 担当省庁名 担当省庁名 全国中央卸売市場協会 全国公設地方卸売市場協議会 全国第3セクター市場連絡協議会 -般社団法人 全国中央市場青果卸売協会 -般社団法人 全国青果卸売市場協会 全国青果卸売協同組合連合会 卸売市場における新型コロナウイルス感染 公益社団法人 日本食肉市場卸売協会 症感染拡大予防ガイドライン 東京食肉市場卸商協同組合 -般社団法人 日本花き卸売市場協会 農林水産省 般社団法人 全国花卸協会 -般社団法人 全国水産卸協会 全国魚卸売市場連合会 全国水産物卸組合連合会 一般社団法人 日本外食品流通協会 食品卸売業の倉庫等における新型コロナウ 全国給食事業協同組合連合会 イルス感染症感染拡大予防ガイドライン 一般社団法人 日本給食品連合会 食品卸売業の物流センターにおける新型コ 一般社団法人 日本加工食品卸協会 ロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライ

11. 食堂、レストラン、喫茶店等		
担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン
	一般財団法人 カクテル文化振興会	
厚生労働省	一般社団法人 日本バーテンダー協会	オーセンティックバーにおける新型コロ ナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	一般社団法人 日本ホテルバーメンズ協会	
	一般社団法人日本旅客船協会	
国土交诵省	屋形船東京都協同組合	屋形船における新型コロナウイルス感
国工文通1	東京湾屋形船組合	染予防対策ガイドライン
	江戸屋形船組合	
農林水産省	一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会	新型コロナウイルス感染症対策の基本的なかった。
厚生労働省	一般社団法人 日本フードサービス協会	本的対処方針(改正)に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン
厚生労働省	全国食鳥肉生活衛生同業組合連合会	食鳥肉販売業における新型コロナウイ ルス感染症拡大予防ガイドライン
	全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会	氷雪販売業における新型コロナウイル ス感染拡大予防ガイドライ
	全国食肉生活衛生同業組合連合会	食肉販売業における新型コロナウイル ス感染拡大予防ガイドライン
財務省	<u>酒類業中央団体連絡協議会</u>	酒類業における新型コロナウイルス感 染症感染拡大予防ガイドライン

12. 生活必需物資供給		
担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン
	大手家電流通協会	家電量販店における新型コロナウイルス感 染予防対策ガイドライン
47:女 在 米 小	日本書店商業組合連合会	書店における新型コロナウイルス感染症感 染拡大予防ガイドライン
経済産業省	日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合	レンタル業界における新型コロナウイルス感 染症感染拡大予防ガイドライン
	全国商店街振興組合連合会	商店街における感染症防止対策に向けた 基本的な方針
厚生労働省	一般社団法人 日本補聴器販売店協会	補聴器販売店における新型コロナウイルス 感染拡大防止のためのガイドライン
	オール日本スーパーマーケット協会	
	一般社団法人 全国スーパーマーケット協会	
	日本小売業協会	
	一般社団法人 日本ショッピングセンター協会	
	一般社団法人 日本スーパーマーケット協会	
経済産業省	一般社団法人 日本専門店協会	小売業の店舗における新型コロナウイル
農林水産省	日本チェーンストア協会	ス感染症感染拡大予防ガイドライン
	日本チェーンドラッグストア協会	
	一般社団法人 日本DIY・ホームセンター協会	
	一般社団法人 日本百貨店協会	
	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会	
	一般社団法人 日本ボランタリーチェーン協会	
環境省	公益社団法人 日本アロマ環境協会	新型コロナウイルス感染防止ガイドライン < ショップ編 >

13. 生活必需サービス		
担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン
	一般社団法人 日本エステティック振興協 <u>議会</u> 特定非営利活動法人 日本エステティック 機構等	エステティックサロンにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン
経済産業省	NPO法人日本ネイリスト協会	ネイルサロンにおける新型コロナウ イルス感染症対策ガイドライン
	一般社団法人 日本リラクゼーション業協会	リラクゼーションスペース(店舗)に おける新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)対応ガイドライン 2.0
	全国理容生活衛生同業組合連合会	理容業における新型コロナウイルス 感染拡大予防ガイドライン
	全日本美容業生活衛生同業組合連合会	美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
厚生労働省	全国クリーニング生活衛生同業組合連合 会	クリーニング所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合 会	浴場業(公衆浴場)における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	一般社団法人 日本ダストコントロール協会	ダストコントロール業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン
経済産業省	一般社団法人 日本カイロプラクターズ協会	新型コロナワイルス感楽症(COVID- 19)対策ガイドライン
厚生労働省	カイロプラティック制度化推進会議 一般社団法人 日本徒手療法師会	カイロプラクティック事業所における 新型コロナウイルス感染症対策ガイ ドライン
農林水産省	一般財団法人 都市農山漁村交流活性化 機構	ふるさとホームステイ受入地域団体 に求められる「新型コロナウイルス 感染拡大予防」の取組
	一般社団法人 日本ファームステイ協会	農泊施設における新型コロナウイル ス対応ガイドライン
国土交通省	一般社団法人 日本ホテル協会	ホテル業における新型コロナウイル ス感染症感染拡大予防ガイドライン
環境省	公益社団法人日本アロマ環境協会	新型コロナウイルス感染ガイド防止 ライン<サロン編>
医上 以居 45	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合 <u>会</u>	
厚生労働省 国土交通省	一般社団法人 日本旅館協会	宿泊施設における新型コロナウイル ス対応ガイドライン
	一般社団法人 全日本シティホテル連盟	

14. ごみ処理		
担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン
環境省		廃棄物処理業における新型コロナウイル ス対策ガイドライン
	1/2 A 在 17 1	産業廃棄物処理業における新型コロナウ イルス感染予防対策ガイドライン

15. 冠婚葬祭		
担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン
	公益社団法人 日本ブライダル文化振興協会	結婚式場業「新型コロナウイルス感染拡大 防止ガイドライン
	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会 日本バンケット事業協同組合	バンケットレセプタント請負業における新 型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライ ン
経済産業省	一般社団法人 日本結婚相手紹介サービス協 議会	新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた結婚相手紹介サービス 業界ガイドライン
	全日本葬祭業協同組合連合会	葬儀業「新型コロナウイルス感染拡大防止
	一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	ガイドライン

16. メディア

担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン	
	一般社団法人 日本民間放送連盟	番組制作における新型コロナウイルス感染 予防対策の留意事項	
	日本放送協会	日本放送協会 新型コロナウイルス感染拡大 防止ガイドライン	
総務省	一般社団法人 衛星放送協会	新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン	
	一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟	ケーブルテレビ業界向け新型コロナウイルス 対策ガイドライン策定	
	一般社団法人 日本コミュニティ放送協会	新しい生活様式におけるコミュニティ放送事 業者のガイドライン	
経済産業省	一般社団法人 日本映画製作者連盟	映画撮影における新型コロナウイルス感染 予防対策ガイドライン	
	一般社団法人 日本音声製作者連盟	音声制作における新型コロナウイルス感染 症防止ガイドライン	
文部科学省 経済産業省	特定非営利活動法人 ジャパン・フィルムコミッショ ン	ロケ撮影支援における新型コロナウイルス 感染予防対策ガイドライン	

17. 個人向けサービス			
担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン	
	一般社団法人日本自動車販売協会連合会		
	一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会 一般社団法人全国軽自動車協会連合会		
	日本自動車輸入組合		
	一般財団法人日本自動車査定協会	 	
	一般社団法人日本自動車購入協会	世	
経済産業省	一般社団法人日本オートオークション協議会		
11.77.22.76	全国オートバイ協同組合連合会		
	一般社団法人中古二輪自動車流通協会		
	一般社団法人日本二輪車オークション協会		
	一般社団法人日本RV協会		
	協同組合日本写真館協会	写真館の新型コロナウイルス感染症対 策ガイドライン	
	一般社団法人日本コールセンター協会	コールセンターにおける新型コロナウイ ルス感染症対策に関する指針	
	公益社団法人 日本訪問販売協会	ダイレクトセリングにおける新型コロナウ イルス感染症対策ガイドライン	
環境省	一般社団法人 全国ペット協会	ペットショップ等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン	

18. 金融			
担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン	
	一般社団法人 全国銀行協会	全国銀行協会新型コロナウイルス感染症 対策ガイドライン	
	日本証券業協会	証券業界における新型コロナウイルス感 染予防対策ガイドライン	
	一般社団法人 全国信用金庫協会	信用金庫における新型コロナウイルス感 染症対策ガイドライン	
ᄼᆒᆮ	一般社団法人 全国信用組合中央協会	全国信用組合中央協会新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン	
金融庁	一般社団法人 全国労働金庫協会	労働金庫における新型コロナウイルス感 染症対策ガイドライン	
	一般社団法人 生命保険協会	新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン	
	一般社団法人 損害保険協会	新型コロナウイルス感染症対策に関する 基本方針	
	日本貸金業協会	日本貸金業協会新型コロナウイルス感染 症対策ガイドライン	
47:支 ★ ₩ ./b	一般社団法人 日本クレジット協会	クレジット事業者における新型コロナウイ ルス感染症感染拡大予防ガイドライン	
経済産業省	公益社団法人 リース事業協会	リース事業者における新型コロナウイルス 感染予防対策ガイドライン	

19. 物流、運送① 担当省庁名 団 体 名 掲載ガイドライン 鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症 鉄道連絡会(一般社団法人 日本民営鉄道協会・JR等) 対策に関するガイドライン(鉄道連絡会) バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策 公益社団法人 日本バス協会 ガイドライン 貸切バス旅行連絡会 公益財団法人 日本バス協会 貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイド ライン 一般社団法人 日本旅行業協会 -般社団法人 全国旅行業協会 タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対 -般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会 策ガイドライン 個人タクシー事業者における新型コロナウイルス -般社団法人 全国個人タクシー協会 感染予防対策ガイドライン トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対 国十交通省 公益社団法人 全日本トラック協会 策ガイドライン 自動車リース事業者における新型コロナウイル 般社団法人 日本自動車リース協会連合会 ス感染予防対策ガイドライン 内航海運業における新型コロナウイルス感染予 日本内航海運組合総連合会 防対策ガイドライン 旅客船事業における新型コロナウイルス感染予 一般社団法人 日本旅客船協会 防対策ガイドライン 新型コロナウイルス(COVID-19)に関するガイダ 一般社団法人日本船主協会 ンス 外航旅客船事業者の新型コロナウイルス感染予 -般社団法人 日本外航客船協会 防対策ガイドライン 外航クルーズ船事業者の新型コロナウイルス感 -般社団法人 日本外航客船協会 染予防対策ガイドライン 日本船舶代理店協会 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン 外航船舶代理店業協会 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

19. 物流、運送②			
担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン	
	定期航空協会	航空分野における新型コロナウイルス	
	一般社団法人 全国空港ビル事業者協会	感染予防対策ガイドライン	
	一般社団法人 日本旅行業協会	旅行業における新型コロナウイルス対	
	一般社団法人 全国旅行業協会	応ガイドライン	
	一般社団法人 日本倉庫協会	倉庫業における新型コロナウイルス感 染予防対策ガイドライン	
	一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会	冷蔵倉庫業における新型コロナウイル ス感染予防対策ガイドライン	
国土交通省	公益社団法人 全国通運連盟		
	一般社団法人 航空貨物運送協会	 貨物利用運送事業における新型コロ	
	一般社団法人 国際フレイトフォワーダーズ協 会	ナウイルス感染予防対策ガイドライン 	
	日本内航運送取扱業海運組合		
	全国トラックターミナル協会	トラックターミナル事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン	
	一般社団法人 日本港運協会	港湾運送事業・港湾運送関連事業の 新型コロナウイルス感染症の感染拡 大予防ガイドライン	
	(一社)全国レンタカー協会	レンタカー事業における新型コロナウ イルス感染予防対策ガイドライン	
総務省	日本郵便株式会社	郵便・物流事業における新型コロナウ イルス感染予防対策ガイドライン	

20. 製造業全般		
担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン
国土交通省	一般社団法人 日本造船工業会	造船所における新型コロナウイルス感染 予防対策ガイドライ
	一般社団法人 日本中小型造船工業会	造船所における新型コロナウイルス感染 予防対策ガイドライン
経済産業省	一般社団法人 日本経済団体連合会	製造事業所における新型コロナウイルス 感染予防対策ガイドライン
	一般社団法人情報サービス産業協会	情報サービス業における新型コロナウイ ルス感染予防対策ガイドライン

21. オフィス事務全般			
担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン	
経済産業省	一般社団法人 日本経済団体連合会	オフィスにおける新型コロナウイルス 感染予防対策ガイドライン	
国土交通省	一般社団法人 日本ビルヂング協会連合会	ビル事業における新型コロナウイル ス感染症感染拡大予防ガイドライン	
	一般社団法人 日本造船工業会	オフィスにおける新型コロナウイルス 感染予防対策ガイドライン	
	一般社団法人 日本中小型造船工業会	オフィスにおける新型コロナウイルス 感染予防対策ガイドライン	
	公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会	新型コロナウイルス感染症対策ガイ ドライン	

22. 企業活動、治安維持			
担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン	
警察庁	一般社団法人 全国警備業協会	警備業における新型コロナウイルス感染 予防対策ガイドライン	
厚生労働省	公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会	ビルメンテナンス業における新型コロナウ イルス感染拡大予防ガイドライン	

23. 行政サービス		
担当省庁名	団 体 名	掲載ガイドライン
法務省		(公証人及び書記等公証役場勤務職員) 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラ イン

その他所管省庁で策定されているガイドライン・手引き等

担当省庁名	ガイドライン・手引き等の名称
	高卒認定試験実施のガイドライン
	新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン
文部科学省	学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル~「学校の新しい生活様式」~
	感染拡大の防止と研究活動の両立に向けたガイドライン(改訂)
	大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン
スポーツ庁	社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
	<u>妊産婦・乳幼児関係</u>
	放課後児童クラブ関係
厚牛労働省	保育所関係
	児童養護施設関係
	ひとり親関係
	<u>介護現場における感染対策の手引き</u>
国土交通省	建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
	不動産業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(業界団体向け)
文化庁	神社における新型コロナウイルス対応ガイドライン
厚生労働省・経済産業	「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬に関するガイドライン」(厚生労働省)
省	「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬に関するガイドライン」(経済産業省)

人との接触を8割減らす、10のポイント

別添4

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。 新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守れるよう、日常生活を見直してみましょう。

ビデオ通話で オンライン帰省 📸

スーパーは1人 または少人数で すいている時間に



ジョギングは 少人数で



公園はすいた時間、 場所を選ぶ

待てる買い物は 通販で

オンラインで 🗖 🗓



6 診療は遠隔診療

定期受診は間隔を調整







飲食は 持ち帰り、

宅配も



g 仕事は**在宅勤務**

通勤は医療・インフラ・ 物流など社会機能維持 のために



会話は 10 マスクをつけて





3つの密を 避けましょう

- 1. 換気の悪い密閉空間
- 2. 多数が集まる密集場所
- 3. 間近で会話や発声をする密接場面

手洗い・ 咳エチケット・ 換気や、健康管理

も、同様に重要です。

「新しい生活様式」の実践例

別添5

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本:(1)身体的距離の確保、	②マスクの着用、	③手洗い

- 口人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
- 口会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 口外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- 口家に帰ったらまず手や顔を洗う。
 - 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- □<u>手洗いは30秒程度</u>かけて<u>水と石けんで丁寧に</u>洗う(手指消毒薬の使用も可)。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- □感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 口発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- □地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- 口まめに手洗い・手指消毒 口咳エチケットの徹底
- □こまめに換気(エアコン併用で室温を28°C以下に) □身体的距離の確保
- □「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- □一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- □ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養













密集回避

密接回避

密閉回避

換気

咳エチケット

手洗い

(3)日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 口通販も利用
- □1人または少人数ですいた時間に
- 口電子決済の利用
- 口計画をたてて素早く済ます
- ロサンプルなど展示品への接触は控えめに
- ロレジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- □公園はすいた時間、場所を選ぶ
- □筋トレやヨガは、十分に人との間隔を もしくは自宅で動画を活用
- □ジョギングは少人数で
- 口すれ違うときは距離をとるマナー
- 口予約制を利用してゆったりと
- 口狭い部屋での長居は無用
- □歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 口会話は控えめに
- 口混んでいる時間帯は避けて
- 口徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 口持ち帰りや出前、デリバリーも
- □屋外空間で気持ちよく
- 口大皿は避けて、料理は個々に
- 口対面ではなく横並びで座ろう
- □料理に集中、おしゃべりは控えめに
- 口お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 口接触確認アプリの活用を
- 口発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ロテレワークやローテーション勤務 口時差通勤でゆったりと 口 オフィスはひろびろと
- 口会議はオンライン 口対面での打合せは換気とマスク
- ※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

● 飲酒の影響で注意力が低下する。また、聴覚が鈍磨し、大きな声になりやすい。

- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、 長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが 高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は 感染のリスクを高める。



● 長時間におよぶ飲食、例えば深夜のはしご酒では、昼間の通常の食事に比べて、 感染リスクが高まる。

● また大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、 はは17.5 になった。

感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケや野外のバーベキューでの事例が確認されている。



場面④ 狭い

狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が 共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用施設での事例が確認されている。



場面⑤

居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での事例が確認されている。 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



「5つの場面」に関する分科会から政府への提言

感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫

<利用者>

- ・飲酒をするのであれば、①少人数・短時間で、
 - ②なるべく普段一緒にいる人と、
 - ③深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で。
- 箸やコップは使い回わさず、一人ひとりで。
- ・座の配置は斜め向かいに。(正面や真横はなるべく避ける)(食事の際に、正面や真横に座った場合には感染したが、斜め向かいに座った場合には感染しなかった報告事例あり。)
- ・会話する時はなるべくマスク着用。(フェイスシールド・マウスシールド※1はマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要※2。)
 - ※1 フェイスシールドはもともとマスクと併用し眼からの飛沫感染防止のため、マウスシールドはこれまで一部産業界から使われてきたものである。
 - ※2 新型コロナウイルス感染防止効果については、今後さらなるエビデンスの蓄積が必要。
- ・換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドライン★を遵守したお店で。
- 体調が悪い人は参加しない。

くお店>

お店はガイドライン*の遵守を。

(例えば、従業員の体調管理やマスク着用、席ごとのアクリル板の効果的な設置、換気と組み合わせた適切な扇風機の利用などの工夫も。)

・利用者に上記の留意事項の遵守や、

接触確認アプリ(COCOA)のダウンロードを働きかける。

【飲酒の場面も含め、全ての場面でこれからも引き続き守ってほしいこと】

- ・基本はマスク着用や三密回避。室内では換気を良くして。
- ・集まりは、少人数・短時間にして。
- ・大声を出さず会話はできるだけ静かに。
- ・共用施設の清掃・消毒、手洗い・アルコール消毒の徹底を。

★従業員で感染者が出たある飲食店では、ガイドラインを遵守しており、窓を開けるなど換気もされ、客同士の間隔も一定開けられていたことから、利用客(100名超)からの感染者は出なかった。

今後における適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例	
発熱者等の施設への	・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止	
入場防止	・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限	
200 「 嫩」	・店舗・施設等利用者の入場制限や一方通行の誘導など行列を作らないための工夫や行列 位置の指定を行うなどして列間隔の確保(約2m間隔の確保)、施設内の十分な間隔の確保	
3つの「密」 (密閉・密集・密接)の防止	・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)	
	・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)	
	・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行	
	・来訪者の入店時等におけるマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行	
飛沫感染、接触感染の	・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする	
防止	・複数の人の手が触れる扉や共用部など、店舗・事務所内の定期的な消毒	
	・手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は適切に洗浄・消毒	
	・会話時には距離を確保し、対面時にはパーティションを設置するなどして感染を防止	

別添8

新型コロナウイルス うつらない、うつさない 飲食事業者の皆様へ

店舗等での感染防止策の確実な実践

- ◎業種別ガイドライン等の徹底を!
 - ・対人距離の確保(斜め向かいに座るなど)
 - ・パーティションの活用
 - ・会話の際は、マスク・フェイスシールドを着用
 - ・適切な換気
 - ・「かがわコロナお知らせシステム」の積極的導入

ご協力をお願いします。

新型コロナウイルス うつらない、うつさない

当事業所は、_____ が策定した、感染拡大予防ガイドライン等に 基づき、感染防止対策を実施しています。

- ○従業員の<mark>体調確認</mark>を徹底します。
- ○**三つの「密」**(密閉·密集·密接)の防止を徹底します。

(十分な間隔の確保、換気を行う)

○飛沫感染、接触感染の防止を徹底します。

(マスク着用、手指の消毒の励行)

その他、以下のような対策を実施します。

- •
- •
- •

御理解と御協力をお願いいたします。

事業所名

催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

令和2年9月15日 令和2年11月17日改正 令和3年 3月 1日改正

催物開催の目安 下記の①人数上限及び②収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。(当面4月末まで)

① 人数上限の目安

適切な感染防止対策に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件(「催物(イベント等)の開催にあたっての留意事項について」別<u>添 11</u>)が担保されている場合

5.000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方

(つまり収容定員が1万人以下の会場は5,000人、1万人超の会場は収容定員の50%が上限となる)

開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合は、中止も含めて慎重に検討すること

② 収容率の目安

		参加者が大声での歓声、声援等を発し、または歌唱すること等がない催物(※1)	参加者が大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱すること等が想定されるもの催物
参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保(※2)ができる催物		収容定員までの参加人数	原則として収容定員の50%までの参加人数 異なるグループ間又は個人間では座席を一つ 空けることとしつつ、同一グループ内(5名 以内)では座席等の間隔を設ける必要はない (参加人数は収容定員の50%を超えることも ありうる)。
参加者が自由に移動で きるものの、入退場や区	収容定員が設定され ている場合	収容定員までの参加人数	収容定員の50%までの参加人数
域内の適切な行動確保 ができる催物	収容定員が設定され ていない場合	密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けること	十分な人と人との間隔(1m)を空けること

- ※1) これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと (開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの)。
- ※2)マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策(<mark>別添 11</mark>)の徹底が行われること。また、演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

催物の類型ごとの整理

イベントの性質	いずれも適切な感染防止対策を講じ、入退場や区域内の適切な行動確保ができるもの			全国的又は広域的な	
座席等	参加者の位置が固定されているもの		参加者が自由に移動できるもの		人の移動が見込まれ
参加者の大声での歓声・声援の想定	参加者の大声での歓 声・声援等がないこと を前提としうるもの	参加者の大声での歓 声・声援等が想定され るもの	参加者の大声での歓 声・声援等がないこと を前提としうるもの	参加者の大声での歓 声・声援等が想定され るもの	るものや参加者の把 握が困難なもの
イベントの例 (詳細は次頁を参考に されたい)	・クラシック音楽コン サート、演劇、舞踏、 伝統芸能、芸能・演 芸、講演・式典等 ・飲食を伴うが、発声 がないもの(※1)	・ロック・ポップコン サート等 ・スポーツイベント、 公営競技、公演、ライ ブハウス、ナイトク ラブでのイベント等	展示会等	地域の祭り・行事等	花火大会、野外フェス ティバル等
収容定員1万人以下	5,000人以内	5,000人以内かつ 収容定員の50%以内 (※2)	5,000人以内	5,000人以内かつ 収容定員の50%以内	引き続き、中止を含め て慎重に検討すること
収容定員1万人超	収容定員の50%以内	収容定員の50%以内	収容定員の50%以内	収容定員の50%以内	(開催する場合には、 入退場や区域内におい て、十分な人と人との
収容定員が設定され ていない場合	_	_	密が発生しない程度 の間隔(最低限人と人 が接触しない程度の 間隔)を空けること		間隔(1m)を設けるな ど適切な行動を確保す ることとし、当該間隔 の維持が困難な場合
その他(誘客施設等への適用)	映画館等	遊園地(絶叫系アトラ クション)等	美術館、博物館、動植 物園、水族館、遊園地 等	_	は、開催について慎重 に検討すること) (※3)

※1)飲食を伴うが、発声がない場合における感染防止策

具体的な条件(感染	·防止策)
食事時以外のマスク	・入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること
着用厳守	・イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること
	・イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること
	・着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
発声が想定される場	・例えば、映画の場合は、発声が想定される場面(例:上映前後・休憩中のシアター内等)での飲食禁止
合の飲食禁止	・その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
十分な換気	・二酸化炭素濃度 1000ppm 以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、また
	は機械換気設備による換気量が30㎡/時/人以上に設定されており、かつ、当該換気量が実際に確保されていること
	(野外の場合は確認を要しない)
連絡先の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
	・接触確認アプリ(COCOA)やかがわコロナお知らせシステム導入に向けた具体的措置の徹底
	※アプリの QR コードを入口に掲示すること等
食事時間の短縮	・長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ず
	るよう努めること

- ※2)異なるグループ間又は個人間では座席を一つ空けることとしつつ、同一グループ内(5名以内)では座席等の間隔を設ける必要はない(参加人数は収容定員の50%を超えることもありうる)。
- ※3)「十分な人と人との間隔 (1m)」が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能となる場合の感染防止策

具体的な条件(感染	: 防止策)
身体的距離の確保	・移動時の適切な対人距離の確保(誘導人員の配置等)
	・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
密集の回避	・定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信
	・誘導人員の配置
	・時差・分散措置を講じた入退場
飲食制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
	・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
	・過度な飲酒の自粛
大声を出さないこと	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの
の担保	
催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起
	* 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
連絡先の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
	・接触確認アプリ(COCOA)やかがわコロナお知らせシステム導入に向けた具体的措置の徹底
	※アプリの QR コードを入口に掲示すること等

(参考) 各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる/想定されるものの例

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽(交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽	ロックコンサート、ポップコンサート 等
曲 等)、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコ	
ンサート	
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォ	サッカー、野球、バスケットボール 等
ーマンス 等	
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地(いわゆる絶叫系のアトラクション) についても同様
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、	の考え方を適用
タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同	
様の考え方を適用	

- (注)・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
 - ・食事を伴うイベントについては、「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」には該当しないものとして取り扱うこととするが、飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提としうる催物について、Mix-10 の※ 1)が全て担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことができることとする。

催物(イベント等)の開催にあたっての留意事項について

令和2年 7月10日 令和2年 8月21日改正 令和2年 9月15日改正 令和2年11月17日改正

香川県新型コロナウイルス対策本部

催物(イベント等)の開催については、別紙「催物(イベント等)の開催制限の段階的緩和の当面の方針について」のほか、開催の検討に当たって、イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者は、感染防止の観点から下記の点に留意してください。

また、イベントへの参加者は、イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者からの下記の点に係る協力依頼等について、御協力をお願いします。

記

- ・イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを 着用することを促すこと。マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマス クを配布し、着用率100%を担保すること。また、こまめな消毒や手洗いなど、 「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促すこと。
- ・入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- ・イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリ(COCOA)をインストールすることを促すこと。また、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡 先等の把握を徹底すること。あわせて、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」の導入を検討し、イベント参加者に対しシステムの利用を促すこと。
- ・大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備すること。 スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができ るよう体制を整備すること。
- ・イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三 密(密集、密接、密閉)の環境を作らないよう徹底すること。休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染を防止すること。入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限を実施すること。
- ・演者、選手等と観客がイベント前後、休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせること。有症状者は出演・練習を控えること。

- ・イベントを開催する前後には、公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、 交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起するとともに、可能な限り予約システム 等の活用により分散利用を促進すること。
- ・イベント等におけるクラスターの発生があった場合、主催者は、感染防止対策の徹底、イベント等の無観客化、中止又は延期等の協力に応じること。
- ・その他、施設内のこまめな消毒や換気など、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底すること。
- ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保するほか、演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保するとともに、混雑時の身体的 距離を確保した誘導や密にならない程度の間隔を確保すること。
- ・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組みを行う旨、HP等で 公表すること。
- ・全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超えるような大規模 イベントの開催を予定する場合には、県(問い合せ先は下表のとおり)に事前相談 をすること。

イベント等種別	問い合せ先	電話番号
コンサート等	香川県 文化芸術局 文化振興課	087-832-3784
展示会等	香川県 商工労働部 経営支援課	087-832-3339
プロスポーツ等	香川県 交流推進部 交流推進課	087-832-3055
その他	香川県 政策部 政策課	087-832-3126

事前相談シート

相談日 令和 年 月 日()

イベント主催者 団 体 名 代表者名 住 所 連 絡 先 担当者名

1 イベント内容

イベント名	
イベント概要	参加者の歓声・声援等の想定(どちらかに〇) 有 無
イベント実施施設	施設名
(どちらかに○) 屋内・屋外	座席等(どちらかに〇) 参加者の位置が固定されている・参加者が自由に移動できる 所在地 連絡先
イベント実施日時	│ 令和 年 月 日() 時 分 ~ 時 分 │ ~令和 年 月 日() 時 分 ~ 時 分
参加人数見込	人程度
参加地域見込	(全国、関東圏、関西圏、中四国、四国、県内のみ等)

2 イベント開催にあたっての対応

留意事項	実施する ものに〇
○ 「催物 (イベント等) の開催制限の段階的緩和の当面の方針について」で示されている人 数上限・収容人数の範囲である。	
○ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにする。	
〇 上記の際の払い戻し措置等を規定している。	
〇 イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリ(COCOA)をインストールすることを促す。	
〇 イベント参加者の連絡先等の把握を行う。	
〇 LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」の導入を検討し、イベント参加者に対しシステムの利用を促す。	
○ イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用す	
ることを促す。マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率	
100%を担保すること。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく 行動を徹底することを促す。	
〇 大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備する。スポーツイベース・パケスは、フェッパケスは、ファッパケスは、ファッパケスは、ファッパケスは、ファッパケスは、ファッパケスは、ファッパケスは、ファッパケスは、ファッパケスは、ファッパケスは、ファッパケスは、ファッケスを発展する。ファッケスには、ファッケスは、ファケスないかりにないかりにないかりにないかりにないかりにないかりにないかりにないかりに	
ント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備する。 ○ イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密(密	
での感染を防止すること。入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパ	
シティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限を実施する。	
〇 演者、選手等と観客がイベント前後、休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じると	
ともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。有症状者	
は出演・練習を控える。	
○ イベントを開催する前後には、公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通	
機関・飲食店等の分散利用を注意喚起するとともに、可能な限り予約システム等の活用によ	
り分散利用を促進する。	
○ イベント等におけるクラスターの発生があった場合、主催者は、感染防止対策の徹底、イベント等の無観客化、中止又は延期等の協力に応じる。	
○ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保するほか、演者が発声	
する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保するとともに、混雑時の身体的距離を確保し	
た誘導や密にならない程度の間隔を確保する。	
○ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組みを行う旨、HP等で公表す	
3.	
○ その他、施設内のこまめな消毒や換気など、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底する。	

※ 開催チラシ等、参考になるものがあれば、あわせてお示しください。

(映画館等で、飲食を伴うが、発声がない場合における感染防止策)

	留意事項	実施する ものにO
食事時以外のマス ク着用厳守	・入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等 で周知すること ・イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること	
	・着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る	
発声が想定される 場合の飲食禁止	・例えば、映画の場合は、発声が想定される場面(例:上映前後・休憩中のシアター内等)での飲食禁止	
	・その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、 会話があり得る場面では飲食禁止を徹底	
十分な換気	・二酸化炭素濃度 1000ppm 以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が 30 ㎡/時/人以上に設定されており、かつ、当該換気量が実際に確保されていること(野外の場合は確認を要しない)	
連絡先の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ(COCOA)やかがわコロナお知らせシステム導入に向け た具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等	
食事時間の短縮	・長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること	

(花火大会・野外フェスティバル等で、「十分な人と人との間隔 (1 m)」が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能となる場合の感染防止策)

他的」が可能となる場合の心不例正案が		
	留意事項	実施する ものにO
身体的距離の確保	・移動時の適切な対人距離の確保 (誘導人員の配置等) ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の 確保	
密集の回避	・定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・誘導人員の配置 ・時差・分散措置を講じた入退場	
飲食制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛	
大声を出さないこ との担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの	
催物前後の行動管 理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用 を促進	
連絡先の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ(COCOA) やかがわコロナお知らせシステム導入に向け た具体的措置の徹底 ※アプリの QR コードを入口に掲示すること等	

香川県の現状

【4/4~感染拡大防止集中対策期】

直近1週間の	先週1週間の
累積新規感染者数	累積新規感染者数
95人	73人

4月 累積新規感染者数 (4月21日現在)	3月 累積新規感染者数
274人	99人

指標	4月21日現在
① 直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり 9.9人 <直近1週間(4/15~4/21) 95人 >
② 感染経路不明者数 の割合	34.7% <①の 95人 のうち感染経路不明は 33人 >
③ 直近1週間と先週1週間の比較	1.3 <先週1週間 4/8~4/14) 73人 >
④医療のひっ迫具合 (入院医療:確保病床の使用率)	29.7% <入院患者 62人 /病床209床>
<i>"</i> (入院医療:入院率)	43.4% <入院患者 62人 /療養者数 143人 >
″ (重症者用病床:確保病床の使用率)	11.5% <重症患者 3人 /病床26床>
⑤ 療養者数(対人口10万人)	10万人当たり 15.0人 < 143人 [入院 62人 、宿泊療養等 81人] >
⑥ 直近1週間のPCR陽性率	1.7% <陽性 95人 / 検査数 5522人 >

(参考) 国分科会提言(R3.4.15) における指標及び目安	
ステージⅢ	ステージIV
1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 25人以上
5 0 %以上	
_	
20%以上	50%以上
4 0 %以下	2 5 %以下
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 30人以上
5 %以上	10%以上

感染拡大防止

集中対策期

お一人お一人最大限の感染予防を

まん延警戒警報

- ▶感染防止対策をとり、慎重に行動を!
 感染拡大地域との移動はお控えを!
- >会食は少人数・短時間で!

「三密」の徹底的な回避を!

ゴールデンウィークにおける感染拡大防止のお願い

行動、移動・往来、帰省、会食

パネル4

- ・十分な感染防止対策をとり、慎重に行動を。
- ・帰省・旅行、イベント等の参加は、慎重な 検討を。
- ・感染拡大地域との往来は、延期、自粛、 オンライン帰省の活用を。
- ・会食は、できるだけ、家族か、4人までで、 感染リスクを下げる工夫を。

ご協力をお願いします!

香川県営業時間短縮協力金(第2次)

パネル5

<u><要件></u>

営業時間短縮要請の全期間を通して(※)

【令和3年4月28日(水)午前O時~5月11日(火)午後12時】

- ・営業時間は、午前5時から午後9時までとすること
- ・酒類提供は、午後8時までとすること
- にご協力いただいた飲食店
 - ※定休日を除き、一日でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の支給要件を満たしませんので、ご注意ください。
 - ※深夜営業をされている店舗について、 4月28日(水)午前0時から午前5時までの間に 営業した場合は、協力金の支給要件を満たしません。
 - ※通常の営業時間が午前5時から午後9時までの時間帯内 の場合は、対象となりません。

●支給額

〔中小企業〕

前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に応じて 2万5千円~7万5千円/日

- 1日当たりの売上高が8万3,333円以下の場合
 - → 一律2万5千円/日を支給
- 1日当たりの売上高が8万3,333円超の場合
 - → 1日当たりの売上高×0.3 (上限7万5千円/日)

[大企業]

1日当たりの売上高の減少額を基に算出する方式 上限20万円/日又は前年度若しくは前々年度の 1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額

※中小企業においてもこの方式を選択可

- ※制度詳細は、現在、検討中につき、後日公表します。
- ※申請店舗の外観・内観の写真(営業している事実、時短営業・ 感染防止対策等の事実が確認できるもの)が必要となります。